

公益社団法人松戸市シルバー人材センターの役員報酬等の支給額を定める内規

(目的)

第1条 この内規は、公益社団法人松戸市シルバー人材センター役員報酬等及び費用に関する規程（以下「報酬等規程」という。）の規定に基づき、公益社団法人松戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が役員へ支給する報酬等及び費用（以下「役員報酬等」という。）の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用役員)

第2条 この内規において役員とは、報酬等規程別表1に掲げる非常勤役員をいう。

(役員への支給)

第3条 センターは、役員が次の各号に掲げる業務に委員として従事したときに報酬等を支給する。

- (1) 理事会へ出席したとき
- (2) 「公益社団法人松戸市シルバー人材センター専門部会及び専門委員会設置規程第2条第3項に定める専門部会及び専門委員会（以下「部会等」という。）」へ出席したとき
- (3) センターが各設置規程等に基づき設置する各委員会、会議等へ出席したとき
- (4) 理事会及び前2号の部会等からの要請によりセンターの事業活動に従事したとき

(監事への報酬の支給)

第4条 センターは監事が次の各号に掲げる会議、業務に出席、従事したときに報酬等を支給する。

- (1) 理事会へ出席したとき
- (2) センターの要請によりセンター業務の定期監査に従事したとき
- (3) その他、理事会の要請によりセンター業務に携わったとき

(役員報酬等の支給額)

第5条 役員報酬等の支給額は、第3条に定める支給する活動の区分に従い別表に掲げる額とする。

(報酬等の支給日)

第6条 監事への報酬及び役員報酬等の支給日は、支給事由の業務、活

動に従事した都度、速やかに支給しなければならない。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、理事会の承認を得て行う。

(委任)

第8条 この内規に定めるもののほか、役員報酬等の支給に当たり必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定める。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から適用する。

別表

第3条に定める支給区分	支 給 額
理事会へ出席したとき	5,000円
部会等へ出席したとき	3,000円
各委員会、会議へ出席したとき	3,000円
理事会、部会等からの要請による活動	3,000円